

目 標 年 度

平成 32 年度

# 滋賀県果樹農業振興計画

「消費者に支持される魅力豊かな果樹農業の振興」

平成 24 年 (2012 年) 5 月

滋 賀 県



## 果樹農業の振興に関する方針

### 1. 滋賀県果樹農業振興計画の策定にあたって

滋賀県では、平成 18 年 8 月に「滋賀県果樹農業振興計画」を策定し、平成 27 年度の目標を設定して、環境こだわり農業や果樹産地構造改革計画策定の推進、担い手の育成と確保等に取り組んできました。

一方、この間に農業を取り巻く環境は大きく変化し、国において平成 22 年 3 月に「食料・農業・農村基本計画」が策定され、食料自給率 50% を目標として「食の安全と消費者の信頼確保」、「戸別所得補償制度の導入」、「農業・農村の 6 次産業化の推進」が政策の柱とされました。果樹においては、平成 22 年 7 月に、「果樹農業振興基本方針」が策定・公表され、果実の提供に関し、6 次産業化の視点を踏まえた幅広い支援策を講じること、産地自らが検討した産地ビジョンの確立と実践を図ること、消費者ニーズに対応した果樹生産を推進することという基本理念が示されました。

また滋賀県では、平成 23 年 3 月に 5 年後（平成 27 年度）を目指した施策の展開方向を示す計画として「しがの農業・水産業新戦略プラン」を策定し、「滋賀のおいしい三方よし ～農村よし 人よし 琵琶湖よし～」の基本理念をもとに、地産地消の推進や地域ブランド力の向上、園芸作物の生産振興、環境こだわり農業の一層の推進等を掲げたところです。

これらのことを踏まえ、「果樹農業振興基本方針」に基づいて「しがの農業・水産業新戦略プラン」を上位計画とし、「消費者に支持される魅力豊かな果樹農業の振興」を目指して、新たに平成 32 年度の目標を設定した滋賀県果樹農業振興計画を策定しました。

## 2. 現状と課題

本県の果樹農業は、昭和 20 年代後半から 30 年代前半に国や県の補助事業を活用して産地が形成されたことに始まり、昭和 40 年代後半からは水田転作の一環として果樹栽培が導入され、近代的な栽培技術が定着してきました。平成以降は、都市近郊の立地条件を活かした観光果樹園や農産物直売所等を主な販売先とする産地が形成され、地域社会に根付いた果実の生産・販売が行われています。

生産される果実は、県民に豊かで潤いのある食生活をもたらすとともに、健康の維持に欠くことのできないビタミン、ミネラル等の栄養成分や、食物繊維、ポリフェノール等の機能性成分の重要な供給源であり、健康志向が高まる中で、これらに対する認識が高まっています。また果樹農業は、安らぎをもたらす良好な景観形成や観光果樹園等を通じた都市と農村との交流活動など、多面的な機能も発揮しています。

平成 21 年度における本県の販売用果樹面積は 208ha、果実出荷量は 2,021t で、果樹農業産出額は本県農業産出額の 1.2%に当たる 7 億円となっています。

担い手の高齢化の進展や後継者不足により、生産基盤の脆弱化が進行していますが、一方で食の安全・安心および地産地消への関心の高まりや、地元農産物を販売する農産物直売所が増加する中、果実の販売を目的とする経営体および面積は増加傾向にあり、果樹農業産出額も増加しています。

近年は、環境こだわり農産物の栽培が進み、平成 22 年産では、販売用果樹面積のおよそ半分の 106ha となっています。また、産地では、ブランド力の向上に向けて、独自の出荷基準や、糖度等の内部品質の保証、優良品種の導入等の取り組みが活発化しています。

こうした状況から、果樹農業に携わる新たな担い手を確保して魅力ある果樹産地を育成するとともに、多様化する消費者のニーズを的確にとらえ、環境こだわり農産物を中心とした安全・安心な果実および高品質果実の生産拡大とブランド力の向上、さらには県産果実の消費拡大、地産地消の一層の推進が求められます。

表1 滋賀県における果樹農業の現状（平成21年度）

販売用果樹面積	208ha <sup>1)</sup>
果実出荷量	2,021t <sup>2)</sup>
果樹農業産出額	7億円 <sup>3)</sup>

1) 農業経営課調べ  
 2) 平成21年産果樹生産出荷統計  
 3) 平成21年産果樹農業所得統計

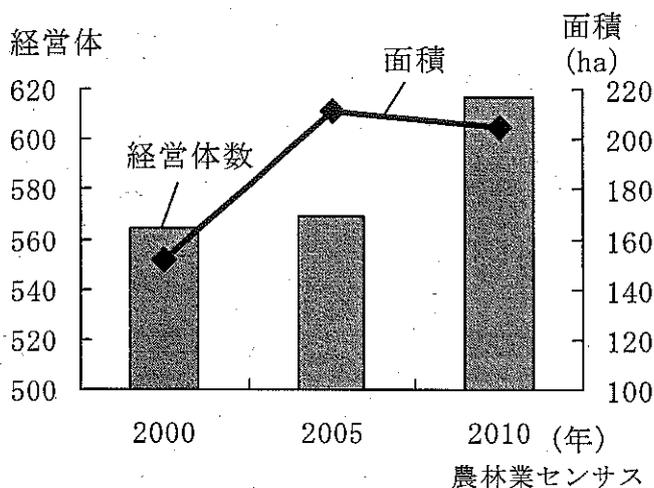


図1 販売目的の果樹の栽培経営体数と栽培面積

表2 環境こだわり農産物栽培面積（平成22年度）

樹種	栽培面積 (ha)
ぶどう	34.5
日本なし	2.1
もも	1.9
かき	8.7
くり	44.1
いちじく	6.8
ベリー類	4.0
うめ	1.5
おうとう	2.0
合計	105.6

農業経営課調べ

## 基本方針 1 : 特色ある果実生産の推進

- ◆安全・安心な果実の生産拡大
- ◆樹種や品種の特性を活かした果実の生産拡大
- ◆生産性向上のための新技術の開発と普及

表 3 成果目標

	現状	目標	
		平成 27 年度	平成 32 年度
果実出荷量	2,021t <sup>1)</sup>	2,300t	2,600t
販売用果樹面積	208ha <sup>2)</sup>	230ha	250ha
果樹農業産出額	7 億円 <sup>3)</sup>	8 億円	9 億円
環境こだわり農産物 栽培面積	106ha <sup>4)</sup>	110ha	130ha
GAP 取組組織数	8 組織 <sup>4)</sup>	23 組織	30 組織

1) 平成 21 年産果樹生産出荷統計および農業経営課調べ

2) 農業経営課調べ (H21)

3) 平成 21 年生産農業所得統計

4) 農業経営課調べ (H22)

### 1. 果実の生産振興に関する基本事項

#### (1) 安全・安心な果実の生産拡大

食の安全・安心に対する消費者ニーズの高まりに応えるとともに、環境と調和のとれた果樹農業を進めるため、環境負荷を軽減する技術や総合的病害虫管理 (IPM) の一層の普及拡大を図り、環境こだわり農産物を中心とした、より安全で安心な果実の生産拡大を進めます。

また、食品安全に加え、環境保全、労働安全のための農業生産工程管理 (GAP) の導入と栽培履歴の記帳を進め、消費者の信頼確保およびリスク管理に努めます。

#### (2) 樹種や品種の特性を活かした果実の生産拡大

多様化する消費者ニーズに対応するとともに、果実生産性の向上と県産果実の競争力・販売力の強化を図るため、農業技術振興センターにおける試験の結果や市場動向等を見据えた生産拡大を図ります。具体的には、水田を利用した

新植による栽培面積の増加、既存園の改植による消費者ニーズに即した樹種・品種への転換、園地改造や果樹棚、灌水施設等の整備、樹種・品種の特性に応じた管理技術の導入等により、単位面積あたりの生産量の増加および高品質化を図ります。

### (3) 生産性向上のための技術の開発と普及

水田を利用した果実の生産拡大および生産性・収益性の向上に向け、多様な果樹のポット栽培や省力・低コスト化、早期成園化、環境負荷低減、高品質化等の技術の開発と普及を図ります。

## 2. 樹種別振興方策

表 4-1 樹種別の振興方策

樹 種	振 興 方 策
ぶどう	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多様な品種を組み合わせて、直売や観光果樹園等、立地に応じた産地の育成を図ります。また、市場出荷を目指す品種については、効率的な集出荷体制を整備し、安定出荷を図ります。</li> <li>○早生から晩生までの多様な品種の導入と、各品種に応じた生産安定技術の確立および普及を図ります。</li> <li>○改植を進め、消費者ニーズの高い品種への転換を促進します。</li> <li>○紅色大粒系ぶどうのブランド化を進めるなど、ぶどう全体のブランド力の向上に努めます。</li> </ul>
日本なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>○直売や観光果樹園等、立地に応じた産地の育成を図ります。また市場出荷を目指す産地については、産地規模の拡大を図るとともに、効率的な集出荷体制の整備により、安定出荷を目指します。</li> <li>○減農薬栽培技術の開発と普及を図り、環境こだわり農産物の生産を推進します。</li> <li>○消費者ニーズの高い「幸水」、「豊水」を中心としつつ、作期分散による長期出荷、生産安定に向け、「豊水」後に収穫できる「あきづき」等の優良品種の導入を進めます。</li> <li>○ブランド力を高めるため、光センサー選果機の導入等、品質保証の取組みを進めます。</li> </ul>

表 4 - 2 樹種別の振興方策

樹 種	振 興 方 策
も も	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高付加価値のある完熟収穫による直売を主体とした産地の育成を図ります。</li> <li>○集落営農組織や定年帰農者等を対象に、水田を利用した新植を推進します。</li> <li>○多様な品種構成による作期分散を図るとともに、高品質化および省力栽培技術の確立と普及を図ります。</li> </ul>
か き	<ul style="list-style-type: none"> <li>○栽培面積が減少傾向にあることから、産地維持に向けて担い手を確保できる体制づくりを進めます。</li> <li>○甘柿では「太秋」等の優良品種の導入を進め、渋柿では「平核無」の樹上脱渋の拡大等による差別化を進めます。</li> <li>○早期成園化と生産性の向上を図ることができるポット栽培の導入を進めます。</li> <li>○果実加工の推進を図ります。</li> </ul>
く り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○観光果樹園を主体とした産地の育成を図ります。</li> <li>○改植を進め、消費者ニーズの高い「ぼろたん」等の優良品種の導入と作期分散を図ります。</li> <li>○低樹高仕立てにより作業性の改善を図ります。</li> </ul>
いちじく	<ul style="list-style-type: none"> <li>○直売および市場出荷を主体とした産地の育成を図ります。</li> <li>○栽培が容易で、育成期間も短いことから、集落営農組織や定年帰農者等を対象に、水田を利用した新植および水稻育苗ハウス等を利用したポット栽培の導入を進めます。</li> <li>○果実加工の推進を図ります。</li> </ul>
ブルーベリー	<ul style="list-style-type: none"> <li>○直売および観光果樹園を主体とした産地の育成を図ります。</li> <li>○果実加工の推進を図ります。</li> </ul>
うめ かんきつ類 きいちご類 おうとう りんご 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都市近郊である地の利を活かし、消費者の多様なニーズに対応した直売および観光果樹園による産地の育成を図ります。</li> <li>○地域の計画・戦略に合った樹種・品種の選定を図ります。</li> <li>○地域特産物の育成に向け、果実加工の推進を図ります。</li> </ul>

### 3. 生産の目標

表5 樹種別の生産の目標

区分 樹種	販売用果樹面積 (ha)				果実出荷量 (t)			
	H16	H21	H27	H32	H16	H21	H27	H32
ぶどう	44.3	40.6	42	44	404	521	540	550
うち大粒系品種	13.7	16.1	18	20	-	-	-	-
うち中粒系品種	26.8	20.9	21	21	-	-	-	-
うち小粒系品種	3.8	3.6	3	3	-	-	-	-
日本なし	43.1	43.8	45	48	682	928	1,000	1,100
もも	5.6	4.8	8	10	46	34	50	80
かき	38.7	34.7	35	35	296	331	350	350
くり	48.9	50.8	52	52	26	18	40	50
いちじく	5.2	8.4	15	21	51	69	150	250
ブルーベリー	4.1	10.2	15	20	8	20	50	80
その他	20.2	15.4	18	20	86	100	120	140
合計	210	208	230	250	1,599	2,021	2,300	2,600

果樹生産出荷統計および農業経営課調べ

注：その他はうめ、かんきつ類、きいちご類、おうとう、りんご等の合計

4. 栽培に適する自然条件に関する基準

表6 樹種別の自然条件に関する基準および県内適応地域

区分 樹種	県内適応地域	平均気温		冬期 最低 極温	低温要求 時間	降水量 4/1～ 10/31
		年	4/1～ 10/31			
ぶどう	県内全域	7℃ 以上	14℃ 以上	-20℃ 以上	巨峰： 500時間以上	1,600mm 以下
日本なし	県内全域	7℃ 以上	13℃ 以上	-20℃ 以上	幸水： 800時間以上	—
もも	県内全域	9℃ 以上	13℃ 以上	-15℃ 以上	1,000時間以上	1,300mm 以下
かき	甘柿	県内全域	13℃ 以上	19℃ 以上	800時間以上	—
	渋柿	ただし9月以降の 気温が低い地域は 甘柿の渋が抜けな い場合がある。	10℃ 以上	16℃ 以上		—
くり	県内全域	7℃ 以上	15℃ 以上	-15℃ 以上	—	—
いちじく	県内全域 ただし最低気温が -6℃を下回る一部 冷涼地域は避け る。	13℃ 以上	18℃ 以上	-6℃ 以上	—	—
ブルー ベリー	県内全域	7℃ 以上	—	—	ハイブッシュ系： 800時間以上 ラビットアイ系： 400時間以上	—

果樹農業振興基本方針

注：いちじく、ブルーベリーについては、県で設定

## 基本方針 2 産地育成と担い手の確保

- ◆ 果樹産地構造改革計画の策定と実践
- ◆ 新規果樹栽培者の育成
- ◆ 担い手の経営安定と資質向上

表 7 成果目標

	現状※	目標	
		平成 27 年度	平成 32 年度
果樹産地構造改革計画 策定産地数	5 産地	10 産地	15 産地
新規栽培農家数	—	50 農業者	100 農業者
認定農業者数	42 経営体	50 経営体	60 経営体

※：農業経営課調べ（H22）

### 1. 産地育成方策

#### （1）果樹産地構造改革計画の策定と実践

産地自らが産地の特性や意向を踏まえて目指すべき具体的な姿（目標）を定める果樹産地構造改革計画（産地計画）の策定を推進するとともに、その実現に向けた取り組みを支援します。

#### （2）産地の育成

関係機関との連携により、集落営農組織や認定農業者、定年帰農者等の多様な生産者が主体となった新規産地の育成を図ります。

また、後継者不足等により産地の維持が困難になりつつある産地については、作業の共同化や圃地の集積を進めるとともに、第三者への圃地継承を行える体制づくりを行い、産地の維持・拡大を図ります。

#### （3）鳥獣害対策の推進

農業者等が自ら対策に取り組むための人材、組織を育成するとともに、侵入防止柵の整備や防鳥網、緩衝帯の設置など、産地や集落等のまとまりをもった単位での対策を進めます。

#### (4) 滋賀県果樹組合連合会の活動を通じた産地育成

果樹生産者組織である滋賀県果樹組合連合会の活動を通じて、産地および生産者間の相互連携を深めます。

また、県と滋賀県果樹組合連合会の共催による滋賀県果樹品評会を通じて、高品質果実の生産技術の研鑽および果樹生産意欲の向上、産地間の品質格差の解消を図り、本県産果実の品質向上に努めます。

## 2. 担い手育成方策

### (1) 新規果樹栽培者の育成

農業大学校や関係機関、関係団体との連携を密にし、青年農業者や定年帰農者等の新規に果樹農業に取り組む農業者が果樹農業に取り組みやすい環境を整えるとともに、栽培誘導に向けた研修会等を開催して新規栽培者の発掘を行い、その円滑な経営開始および早期経営安定化を図ります。

また、集落営農組織や認定農業者等に対して、経営安定化に向けた複合品目として、果樹栽培を積極的に誘導します。

### (2) 担い手の経営安定と資質向上

研修会や個別指導等を通じて、基本技術の習得や新技術導入、経営能力向上に向けた支援を行い、担い手の資質向上を図ります。あわせて、規模拡大や生産方式の合理化を図るとともに、経営の多角化（6次産業化）に向けた取り組みを促進し、所得の増加と経営の安定に努めます。

また、果樹生産者の経営安定、リスク低減を図るため、果樹共済制度の加入促進に努めます。

### 3. 近代的な果樹園経営の指標

表8 目標とする10aあたりの経営指標(農業経営ハンドブック(平成24年度))

区分		生産量 (kg/10a)	労働時間 (時間/10a)	粗収入 (千円/10a)	変動費 (千円/10a)	導入技術の内容
ぶどう	大粒系 品種	1,200	407	1,620	253	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一部被覆栽培による病害虫発生抑制と品質・商品化率向上</li> <li>○環境こだわり農業に取り組む</li> <li>○自走式草刈機等による除草剤使用省略</li> <li>○ジベレリン処理による無核栽培</li> </ul>
	中粒系 品種	1,800	493	1,615	300	
日本なし	幸水	2,800	350	1,540	373	<ul style="list-style-type: none"> <li>○早期成園化、作業性向上に向け二本主枝整枝</li> <li>○防鳥防蛾網被覆による無袋栽培</li> <li>○結実安定、変形果防止に向け人工受粉</li> <li>○殺虫剤使用削減に向けフェロモン剤の導入</li> </ul>
	豊水	3,200	350	1,451	439	
もも		1,500	373	1,500	311	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開心自然形2本主枝仕立て</li> <li>○計画密植による早期収量確保</li> <li>○袋掛けによる品質向上</li> </ul>
かき	ポット	2,520	397	1,323	278	<ul style="list-style-type: none"> <li>○根域制限による低樹高化、早期成園化</li> <li>○自動灌水、低樹高による省力化、軽労化</li> <li>○30Lポットによる根域制限、600ポット/10aの密植</li> </ul>
	露地	1,900	165	727	191	<ul style="list-style-type: none"> <li>○剪定による低樹高化</li> <li>○灌水による夏期干ばつ対策</li> <li>○粗皮削りによる害虫被害軽減</li> </ul>
くり		200	70	235	63	<ul style="list-style-type: none"> <li>○観光果樹園による経営</li> <li>○5m×5mの正方形植え</li> <li>○観光果樹園に適した低樹高仕立て</li> <li>○受粉率を高めるため、複数品種を混植</li> </ul>
いちじく	ハウス ポット	2,500	432	1,475	299	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「樹井ドーフィン」の雨よけハウスポット栽培</li> <li>○培土量20L、馬糞チップ堆肥等ともみ殻くん炭を混合</li> <li>○ハウス10aあたり約720ポットを配置</li> <li>○ロックウールキューブによる挿し木苗自家育苗</li> <li>○水稻育苗ハウスの遊休期間にハウス内へ搬入</li> </ul>
	ハウス 地植え	2,500	422	1,580	302	<ul style="list-style-type: none"> <li>○無加温パイプハウス栽培</li> <li>○「樹井ドーフィン」による一文字整枝</li> <li>○光反射資材によるアザミウマ類対策と着色向上</li> <li>○発生子察板によるアザミウマ類効率的防除</li> <li>○サイドネット設置によるカミキリムシ対策</li> </ul>
ブルーベリー		500	228	663	103	<ul style="list-style-type: none"> <li>○観光果樹園による経営</li> <li>○防鳥ネットを設置</li> <li>○有機物マルチ施用による生育確保</li> </ul>

注：固定費は経営規模等に応じて異なるため省略

### 基本方針 3 地産地消の推進と販路拡大

- ◆農産物直売所を拠点とする販売促進
- ◆市場出荷を基本とする販路拡大
- ◆果実加工品の開発による新たな需要の開拓

表 9 成果目標

	現状※	目標	
		平成 27 年度	平成 32 年度
果実を扱う常設直売所数	43 施設	50 施設	60 施設
県内卸売市場の県産果実取扱量	205t	280t	400t

※：農業経営課調べ(H22)

#### 1. 果実の流通・販売

##### (1) 地産地消の推進と消費拡大

都市近郊であるという立地条件を活かして農産物直売所における果実の充実を図るとともに、観光果樹園やオーナー制度、宅配、インターネットを利用した販売等、経営体の実情に応じた多様な販売ルートの確立を図ります。

また、『「おいしがうれしが」キャンペーン』や、「毎日くだもの200グラム運動」、学校関係者と連携した食育に関する取り組み等により、消費者が県産果実にふれる機会を増やし、消費者と生産者との強い結びつきをもった安定的な消費拡大を図ります。

さらには、環境こだわり農産物を県産果実のシンボルとして位置づけ、その生産拡大とあわせて、認証マークによる表示や情報発信、PR活動により、理解促進と地産地消を進めます。

また、品種ごとの特徴や物語性の付与等により、付加価値を高めることで、ブランド力の向上を図ります。

## (2) 農産物直売所を拠点とする販売促進

県内で果実を取り扱う常設農産物直売所は約 60%(43 施設)と少なく(平成 22 年度)、その取扱品目も量も少ないことから、農産物直売所における県産果実の充実を図ります。

樹種や品種ごとの特徴を活かした消費者が購入しやすい出荷規格や荷姿、新たな食べ方の提案等を行い、消費者のニーズを的確に捉えた販売を進めます。

光センサー選果機を有する産地については、その活用により内部品質の保証に基づく差別化を図ります。

## (3) 市場出荷を基本とする販路拡大

生産拡大に伴い、市場出荷量の増加を図ります。

県内卸売市場との連携を深め、そのニーズに応じた流通形態や出荷規格の見直し等を行い、流通コストの低減と安定的な販路の確保に努めます。

特に、出荷量の増加が見込まれるいちじくについては、産地間の連携による出荷規格の統一や、卸売市場ごとの需要に応じた量を安定的に出荷できる体制の整備を図ります。

また、日本なし、ぶどうおよびかき等における市場出荷を主体とする産地については、効率的な集出荷体制の整備を行うとともに、一元集荷、多元販売による安定した流通を進めます。

新規産地および規模拡大が図られた産地については、その規模にあわせて、選果施設の整備を図ります。

## 2. 果実加工

### (1) 果実加工品の開発による新たな需要の開拓

果実加工は、高付加価値化や出荷規格外品の有効利用、収穫期外の所得の確保等が見込めることから、その推進を図ります。

そのため、産地自らの加工に加え、地域の加工事業者や食品販売者等と一体となった取り組みを進め、新たな需要および販路を開拓し、県産果実の知名度向上、農業所得の向上および地域農業の活性化を図ります。

表 10 県産果実を利用した主な加工品（平成 22 年度）

樹種	加工品名	製造者等
ぶどう	ワイン	県内醸造業者
日本なし	ジャム	加工グループ
いちじく	ジャム	加工グループ
ブルーベリー	ジャム	個人加工、加工グループ
きいちご類	ジャム等	県内菓子等製造業者

農業経営課調べ

(2) 果実加工に対応した生産体制と施設の整備

果実の加工需要の増加に伴い、安定的な加工原料の供給に向け、加工を前提とした栽培体系や品種の導入および加工形態に応じた低コスト生産手法の検討を行います。

また、加工施設および加工用果実の貯蔵施設の整備を図ります。